

広域窃盗常習容疑者に対する組織捜査の推進について（通達）

平31. 3. 25 丁捜一発第39号、丁支発第64号、丁情管発315号、警察
庁刑事局捜査第一課長、警察庁刑事局捜査支援分析管理官、警察庁情
報通信局情報管理課長から各管区警察局広域調整担当部長、警視庁総
務部長、警視庁刑事部長、各道府県警察本部長あて

（概要）

広域窃盗常習容疑者に対する組織捜査の推進について、その要領を示し、適正かつ効果的な組織捜査を推進するよう指示したものを。